



加賀市児童発達支援体制に関する答申書

令和 8 年 2 月 13 日付発加福第 95 号をもって諮問を受け、加賀市健康福祉審議会長より障害者分科会およびこども分科会に付議された加賀市における児童発達支援体制に関する事項については、すべてのこどもが健やかに成長できる環境づくりに向けて、加賀市児童発達支援体制検討専門部会（以下「本専門部会」という。）において、有識者や当事者会をはじめ、幅広い分野の委員 8 名により、専門的かつ横断的な観点から審議を重ねてまいりました。

本専門部会での審議、およびワーキンググループ委員によるヒアリングや自治体視察等の成果、さらには各委員から出された本市の現状課題に対する具体的な提言を踏まえ、本市が取り組むべき施策の方向性をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

本答申内容を速やかに具体化し、施策を展開されるよう強く求めます。

加賀市長 山田 利明 殿

令和 8 年 8 月 26 日

加賀市健康福祉審議会

会長 田中 金利

加賀市健康福祉審議会 こども分科会

会長 上棚 直人

加賀市健康福祉審議会 障害者分科会

会長 長谷川 英裕

加賀市健康福祉審議会 児童発達支援体制検討専門部会

会長 沼田 直子

記

1. 基本コンセプト

本市が目指すべき児童発達支援の基本原則として、以下のコンセプトを提案します。

- ・見逃さない：健診での把握のほか潜在的なニーズを早期に確実に把握
- ・待たせない：相談から療育開始までの期間をできる限り短縮
- ・途切れない：未就学期から就学前後、ライフステージに応じた切れ目のない支援

2. 今後の方向性と具体的方策（4つの柱）

本市においては、「市直営の公的マネジメント機能」と「民間のノウハウ」を融合させた「三層構造・官民ハイブリッドモデル」を導入し、以下の 4 つの柱を軸にネットワーク体制の強化およびマネジメントを推進することを提言します。

（※詳細は別紙・最終報告書を参照）

【第1の柱】相談窓口の一元化（入口機能）

こども育成相談センターの発達相談機能を集約、一元化したこども家庭センターを「新・子育て応援ステーション（※1）」としてワンストップ総合相談窓口を構築することで、100%の気づきと保育および教育現場等との強固な連携を図る。

【第2の柱】児童発達支援体制の機能再編（中核機能）

新・児童発達支援センター（※2）を地域障害児支援の中核機関として設置する。「適切な官民の役割分担」により、行政が全体のマネジメントを主導して推進体制を担うとともに、民間のノウハウを最大限活かした体制を段階的に目指す。

【第3の柱】地域資源の確保と専門性の向上（地域機能）

地域機能における人員不足やスキルアップの課題に対し、支援メニューや研修体制を確保し、地域全体の支援体制の質の向上につなげる。

【第4の柱】ライフステージに応じた支援

未就学期から就学後、さらには成人期以降を見据え、ライフステージにわたる切れ目のない支援体制の構築を目指す。

※1：本市における障害児支援の相談機能を有したこども家庭センターをいう。

※2：令和6年4月施行の児童福祉法改正以降の児童発達支援センターをいう。

3. 新・児童発達支援センターの運営場所

新・児童発達支援センターの運営場所は、全体イメージに示した機能がスムーズに実施できることや、他の機関との連携が重要であることから、入口機能となる新・子育て応援ステーション（こども家庭センター）との距離や市内全域をマネジメントできる距離を鑑み、利用者のアクセスのしやすさから、市内中心部等を前提に検討し、民間活力の提案等もふまえ候補地を選定することを求める。

4. 協議の場の設置

本答申書および最終報告書により児童発達支援体制の方向性を示したところであるが、今後においても継続して検討すべき課題が存在することから、必要な関係者を交えた協議の場を設置し、検証および協議を継続していく必要がある。

以上

【添付書類】

別紙 最終報告書

加賀市児童発達支援体制 最終報告書

第 1 章 現状と課題整理

1. 検討の背景と目的

加賀市における従来の障害児発達支援体制においては、民間法人が運営する児童発達支援センターと、市が設置する「こども育成相談センター」との間で、対象児童の障害種別や運営形態に差はあるものの、機能の重複が見られるなどの課題が存在していた。

これらを踏まえ、本市における障害児発達支援体制について専門的かつ横断的な観点から検討を行い、今後の施策の方向性を取りまとめるため、加賀市健康福祉審議会障害者分科会及びこども分科会の下に「加賀市児童発達支援体制検討専門部会」を設置し、審議を重ねてきた。

2. 改正児童福祉法に基づく児童発達支援センターの 4 つの中核機能

令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法を踏まえ、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う児童発達支援センターには以下の 4 つの機能が求められる。

1. 高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
2. 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
3. 地域のインクルージョン推進の中核機能
4. 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

第2章 目指すべき児童発達支援の全体構造

1. 三層構造・官民ハイブリッドモデル

行政が全体のマネジメントを主導し、推進体制を担う「官の強み」と、柔軟で高度な支援を提供する「民間のノウハウ」を融合させた加賀市版児童発達支援体制の「三層構造・官民ハイブリッドモデル」を提案する。



2. 基本コンセプト(3つの原則)

本市が目指すべき児童発達支援の基本原則として、以下を掲げる。

- ・見逃さない：健診での把握のほか、潜在的なニーズを早期に確実に発見
- ・待たせない：相談から療育・支援開始までの期間をできる限り短縮
- ・途切れない：未就学期から就学前後、成人期へとライフステージに応じた切れ目のない支援

3. 具体的方策(4つの柱)

【第1の柱】相談窓口の一元化(入口機能)

「新・子育て応援ステーション(こども家庭センター)(※1)」に相談機能を集約。児童におけるワンストップ総合相談窓口を構築し、100%の気づきと保育・教育現場等との強固な連携を図る。

【第2の柱】児童発達支援体制の機能再編(中核機能)

新・児童発達支援センター(※2)を地域の中核機関として設置。「適切な官民の役割分担」のもと、行政の全体マネジメントと民間のノウハウを最大限活かす。

【第3の柱】地域資源の確保と専門性の向上(地域機能)

人員不足やスキルアップの課題に対し、支援メニューや研修体制を確保し、地域全体の支援の質の向上につなげる。

【第4の柱】ライフステージに応じた支援(継続的・伴走型支援)

未就学期から就学後、さらには成人期以降を見据え、ライフステージにわたる切れ目のない伴走型の支援体制の構築を目指す。

※1:本市における障害児支援の相談機能を有したこども家庭センターをいう。

※2:令和6年4月施行の児童福祉法改正以降の児童発達支援センターをいう。

第3章 運営場所

1. 新・児童発達支援センターの運営場所と設置方針

原則

新・児童発達支援センターの運営場所は、全体イメージ(第2章1)に示した機能がスムーズに実施できることや、他の機関との連携が重要であることから、入口機能となる新・子育て応援ステーション(こども家庭センター)との距離や市内全域をマネジメントできる距離を鑑み、利用者のアクセスのしやすさから市内中心部等を前提に検討し、民間活力の提案等もふまえ候補地を選定することを求める。

具体的方策

市有財産(既存公的施設等)、民有地・民間施設(民間主体)の活用など、新児童発達支援センターの設置にあたっては、地域のニーズや既存ストックの有効活用を見据え、「公の施設」の活用も含めた多様な選択肢・可能性を想定し、多角的な視点から検討を行うこと。

第4章 継続協議

1. 協議の場の設置

本報告書により児童発達支援体制の方向性を示したところであるが、今後においても継続して検討すべき課題が存在することから、必要な関係者を交えた協議の場を設置し、検証および協議を継続していく必要がある。

第 5 章 今後のスケジュール

大まかな予定であり、運営場所等の選定等により変更となる場合があるが、概ね想定されるスケジュールの内容は以下を目途に検討すること。

移行スキーム・スケジュール(予定)

- ・令和 8 年 8 月 : 児童発達支援体制答申
- ・令和 8 年 9 月以降: 制度整理/事業者ヒアリングの実施/協議の場の設置/相談窓口一元化の検討
- ・令和 9 年度 : 児童発達支援センター運営法人選定・設置協議/スキルアップ研修実施
- ・令和 10～11 年度 : 児童発達支援センター稼働準備(補助金・指定申請等)
- ・令和 11～12 年度 : 新施設・新体制の本格稼働

参考資料

1. 委員名簿

(専門部会委員任期:令和8年3月30日～令和9年3月31日)

	区分	番号	団体名等	氏名
専門部会	学識経験者	1	金沢大学 人間社会研究域	吉村 優子
	当事者団体・家族会	2	くれよんめいと～発達障がい者当事者とペアレントメンターの会～	安田 祥子
	医療・福祉	3	石川県南加賀保健福祉センター	沼田 直子(会長)
		4	加賀市医師会 医療的ケア児支援連絡会	上棚 直人
		5	社会福祉法人長久福祉会	岩尾 貴
		6	加賀市社会福祉法人立保育園連合会	小坂 幸子
	教育	7	石川県立錦城特別支援学校	橋高 陽子
		8	動橋小学校	野田 美由紀
ワーキンググループ	医療・福祉	1	石川県南加賀保健福祉センター	沼田 直子
	じりつ支援協議会	2	じりつ支援協議会 (相談事業所連絡会)	示村 智子
		3	じりつ支援協議会 (こども部会)	深田 武志
	当事者団体・家族会	4	くれよんめいと～発達障がい者当事者とペアレントメンターの会～	安田 祥子
		5	いしかわ医療的ケア児・障害児家族グループ「PareTTe (パレット)」	宮野 理香
		6	加賀市知的障がい児・者と親の会～さざんかの会～	山下 春美
		7	スマイルの会(南加賀地区で在宅医療をしている障がい児と親の会)	金田 聡恵
		8	こぐまの会 (重い障がいのいる子と親の会)	三ツ出 小百合
		9	みらい子育てネット 加賀市地域活動連絡協議会	小池 貴恵
	事業所	10	このゆびとーまれ山中	水谷 仁美
		11	キッズデイサービスゆめのわ	森下 恭代
		12	キッズきんじょう	中村 直人
		13	すくすく加賀	能登 京子
		14	レイクサイド楽	岸野 信子
		15	ふれんど	兵頭 ころこ
	教育	16	教育総合支援センター	佐野 隆好

2.審議の経過

日付	会議名	内容
3月30日(月)	第1回専門部会	(1)諮問事項について (2)趣旨、国の動向および法的な位置づけについて (3)本市の現状について (4)今後のスケジュールについて
4月21日(火)	第1回ワーキング (当事者団体および 家族会、じりつ支援 協議会)	(1)趣旨、国の動向および法的な位置づけについて (2)本市の現状について (3)各委員からのヒアリングおよび意見交換 (4)今後のスケジュールについて
4月23日(木)	第1回ワーキング (事業所等支援者、じ りつ支援協議会)	(1)趣旨、国の動向および法的な位置づけについて (2)本市の現状について (3)各委員からのヒアリングおよび意見交換 (4)今後のスケジュールについて
6月3日(水)	第2回ワーキング (視察)	(1)子ども発達支援センターフレンズあすわ 福井市大和田1丁目1607 (2)こども発達支援センターのびろ 福井市三郎丸4丁目201番地
6月16日(火)	第3回ワーキング (全体会)	(1)視察の振り返りについて (2)機能の整理(本市の現状)
6月24日(水)	第2回専門部会	(1)ワーキンググループ開催報告について (2)機能の整理について (3)児童発達支援体制(案)について
8月6日(木)	第3回専門部会	(1)児童発達支援体制(最終案)について (2)答申書(案)について

3.加賀市健康福祉審議会条例

(設置)

第1条 本市の健康及び福祉施策の推進について調査審議するため、加賀市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 地域福祉に関する事項
- (2) 高齢者に関する事項
- (3) 障害者に関する事項
- (4) こどもに関する事項
- (5) 健康に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康及び福祉施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係機関又は団体が推薦する者
- (3) 福祉関係機関又は団体が推薦する者
- (4) 地域関係団体が推薦する者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(審議会委員の任期)

第4条 審議会の委員（以下「審議会委員」という。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、審議会委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会委員委嘱又は任命後の最初の審議会
は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、審議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席審議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ
による。

(分科会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、次に掲げる分科会を置く。

(1) 高齢者分科会

(2) 障害者分科会

(3) こども分科会

(4) 健康分科会

2 審議会は、前項の分科会の決議(審議会の会長が認める決議に限る。)をもって、審議会の決
議とすることができる。

(分科会の委員等)

第8条 前条第1項に規定する分科会は、委員20人以内をもって組織する。

2 分科会に属すべき審議会委員は、審議会の会長が指名する。

3 前項の委員以外の分科会の委員(以下「分科会委員」という。)は、学識経験を有する者等のう
ちから、審議会の会長の推薦に基づき市長が委嘱し、又は任命する。

4 分科会に会長を置き、当該分科会に属する審議会委員及び分科会委員の互選により定める。

5 第4条の規定は分科会委員に、第6条の規定は分科会の会議に準用する。

(専門部会)

第9条 分科会に、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第10条 審議会及び分科会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員そ
の他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求
めることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は福祉担当課において処理し、次の各号に掲げる分科会の庶務はそれぞ
れ当該各号に定める業務担当課において処理する。

(1) 高齢者分科会 高齢者担当課

(2) 障害者分科会 障害者担当課

(3) こども分科会 こども担当課

(4) 健康分科会 健康担当課

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された審議会委員及び分科会委員の任期は、第4条又は第8条第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

4.加賀市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加賀市健康福祉審議会条例(平成17年加賀市条例第119号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、加賀市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問の付議)

第2条 審議会の会長は、市長の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会に付議することができる。

(分科会の所掌事務)

第3条 条例第7条第1項各号に規定する分科会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高齢者分科会

- ア 高齢者福祉計画に関する事項
- イ 介護保険事業計画に関する事項
- ウ 公的介護施設等の計画及び整備に関する事項
- エ 地域包括支援センターの運営に関する事項
- オ アからエまでに掲げるもののほか、高齢者の福祉を推進するために必要な事項

(2) 障害者分科会

- ア 障がい者計画・障がい福祉計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、障がい者福祉を推進するために必要な事項

(3) こども分科会

- ア 次世代育成支援対策地域行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- イ 子ども・子育て会議に関する事項(子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務)
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、児童福祉を推進するために必要な事項

(4) 健康分科会

- ア 健康増進計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項

(分科会の副会長)

第4条 条例第8条第4項の会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代理するため、分科会に副会長を置くことができる。

2 副会長は、分科会の委員の互選により定める。

(専門部会)

第5条 条例第9条の専門部会(以下「部会」という。)は、分科会の会長が特定の事項を調査審議するため必要と認めるときに、審議会の会長の同意を得て置くことができる。

2 部会は、委員20人以内をもって組織する。

3 部会に、会長及び副会長を置くことができる。

(委員の除斥)

第6条 議案について利害関係を有する審議会、分科会及び部会の委員は、当該議案の審議に参加することができない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会の会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、この規則による改正前の加賀市健康福祉審議会規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の加賀市健康福祉審議会規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。